

入学料免除・徴収猶予申請について ～『高等教育の修学支援新制度』対象者用～

新潟大学

本学は、令和2年度から開始された「高等教育の修学支援新制度」（以下、「新制度」という。）の対象機関となっています。

新制度においては、日本学生支援機構の給付奨学金（以下、「給付奨学金」という。）に申請し採用された場合に、給付奨学金の支給だけではなく、入学料・授業料の免除もセットで受けることができます。給付奨学金の申請は、高校からの予約採用と大学入学後の定期採用、家計急変採用等、いくつかの種類がありますが、いずれも入学料の納入時期までに最終的な給付額・免除額が確定しませんので、次のいずれかに該当する者については、給付奨学金の正式な結果が確定するまでの間、入学料の徴収を猶予いたします。

- 高等学校在学中に給付奨学金の奨学生採用候補者に決定されている者
 - 本学へ入学後に給付奨学金に新規申請する者
 - 現在学校において給付奨学金を受給している者で、本学でも継続して受給を希望し、かつ、これまでに新制度による入学料免除を受けていない者
- ※新制度による入学料免除は、2度受けることができません。既に免除を受けた者は、申請書類を提出せず、入学料を納入してください。

1. 入学料免除・徴収猶予の申請手続

入学料徴収猶予を申請する者は、入学料を納入せず、次の書類を所定の入学手続期間内に、入学手続書類と一緒に提出してください。提出先は入学手続案内等で確認願います。

【高等教育の修学支援新制度】入学料免除及び徴収猶予申請書（別記様式第2号）

※入学料免除【特定災害枠】に申請を希望する者は、必ず「特定災害枠入学料免除申請要項」を確認し、要項に従って申請してください。新制度の採用が第Ⅱ区分（2/3免除）または第Ⅲ区分（1/3免除）で決定している者、または新制度に申請中で採用が決定していない者は申請可能です（特定災害枠入学料免除と新制度とを比較して免除額が高い方の結果を適用します）。

※入学料免除及び徴収猶予申請書の提出後に入学を辞退する場合は、入学料の納入が必要となりますのでご注意ください。

2. 結果通知

免除等の申請結果は、新制度における最終的な給付額・免除額が確定次第、学生本人宛に

順次通知いたします。免除される額は、日本学生支援機構が指定する支援区分に応じた額（全額または2/3, 1/3）となります。不採用または一部免除（2/3または1/3）の場合は、その旨を告知された日から起算して30日以内に、指定された金額の入学料を納入していただきます。納入しない場合は、本学学則の規定により除籍となりますので十分ご注意ください。

3. 問い合わせ先

〒950-2181 新潟市西区五十嵐2の町8050番地

新潟大学学務部学生支援課奨学支援係（総合教育研究棟A棟1階学生支援課1番窓口）

電話：025-262-6089 E-mail：menjyo@adm.niigata-u.ac.jp

本学ホームページにも入学料免除及び徴収猶予関係情報を掲載しています。



<https://www.niigata-u.ac.jp/campus/economic/tuition/admission-exception/>

4. その他

入学後に給付奨学金の申請を予定している者は、事前に必ず、申込資格や基準について確認してください。

※新制度（給付奨学金）は、学力基準、家計基準（収入基準及び資産基準）、大学等への入学時期等に関する要件、在留資格等に関する要件の全てを満たす場合に採用となります。対象者の選考基準や申込資格については、以下のURLまたはQRコードをご確認ください。

- ・日本学生支援機構ホームページ

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/shikaku/zaigaku.html>



- ・進学資金シミュレーター（日本学生支援機構ホームページ）

⇒収入基準に該当するかおおよその確認ができます。

質問入力 → 奨学金選択シミュレーション → 給付奨学金シミュレーション（保護者の方向け）の順に進んでください。

<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>



- ・文部科学省ホームページ

<https://www.mext.go.jp/kyufu/student/daigaku.html>

